

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ
指導員派遣業務委託募集要項

令和6年12月

尼 崎 市

(こども青少年局保育児童部児童課)

1 趣旨

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣事業者に最も適した受託候補者を募集・選定をすることを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣業務委託

(2) 業務内容

尼崎市立児童ホーム・こどもクラブへの指導員の派遣及びそれに付帯する業務
(別紙「尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣業務仕様書」のとおり)

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 人数

予定人数は次のとおりですが、予定人員は欠員状況等により変動する可能性があるため、尼崎市と協議の上履行するものとします。また、予定人員に至らないことをもって契約不履行は問わないものとします。

ア 児童ホーム 【通年】12人程度 【学校長期休業期間のみ】10人程度

イ こどもクラブ 【通年】12人程度

(5) 契約金額

見積額も審査の対象となります。本プロポーザルの趣旨を理解し、業務に見合った必要最低限の価格をご提示ください。

(参考価格)

・契約時間単価(税抜き)

	令和4年度	令和5・6年度
単 価	2,350 円	2,400 円

※その他の支払い(紹介手数料等)はありません。

・決算額(税込み)及び依頼人数(年度末時点。令和6年度は11月末時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	34,053,270 円 (延べ約 13,168 時間)	27,632,715 円 (延べ約 10,463 時間)	— (延べ約 13,221 時間)
依頼人数	●児童ホーム 【通年】18人 ●こどもクラブ 【通年】9人	●児童ホーム 【通年】19人 ●こどもクラブ 【通年】4人	●児童ホーム 【通年】12人 【学校長期休業期間のみ】10人 ●こどもクラブ 【通年】12人

3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者であること。

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）であること。

- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (3) 国税、地方税等を完納している者であること。
- (4) 金融機関の取引が停止されているなど、経営不振の状況にないこと。
- (5) 厚生労働大臣から、労働者派遣事業の許可を得ていること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- (7) 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- (8) 次の事項に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

イ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

- (カ) 破産者で復権を得ない者
- (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではないものとします。

- (1) 本募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (3) 応募書類等に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと、尼崎市が判断した場合

5 スケジュール

- (1) 募集要項の配布（市ホームページに掲載） 12月13日（金）
- (2) 応募受付開始 12月13日（金）
- (3) 質疑の受付（電子メールのみ） 12月20日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 質疑の回答（市ホームページに掲載） 12月26日（木）
- (5) 応募書類提出期限（持参又は郵送） 1月17日（金）午後5時まで（必着）
- (6) 選定審査（プレゼンテーション） 1月24日（金）
場所、時間等は個別に通知します。
- (7) 選定結果の通知 1月31日（金）

（※）契約締結等の日時は、選定結果の通知後に調整の上決定します。

6 応募書類

(1) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。書類の提出部数は9部とし、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。（原本1部のみ代表者印を押印し、残りの8部は複写とします。）

なお、応募者は応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ア 参加申込書（様式1）

イ 業務経歴書（様式2）

尼崎市又は他自治体において同種の業務を受託し、完了した実績を記載してください。また、これらの実施実績が確認できる報告書等を添付してください。（複数ある場合は代表的なものを1部）

ウ 業務実施体制（様式3）

本業務を受託した場合の実施体制や特徴を記載してください。

エ 統括責任者及び担当者の業務実績（様式４）

尼崎市又は他自治体において同種の業務を受託し、完了した実績を記載してください。なお、記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できません。

オ 企画提案書

任意様式とします。別紙「尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣業務仕様書」を参考として、本業務の趣旨を理解し、作成してください。

カ 見積書（様式５）

見積書には、派遣人件費１人当たりの時間単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記載してください。また、人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を添付してください。

キ 各種納税証明書

- ・「法人税（申告所得税）」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書（納税証明書その３の３）
- ・ 事業所所在地の法人市町村民税について未納税額のないことの証明書
いずれも申請日前３か月以内に証明されたものに限りします。（複写可）

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、尼崎市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

ウ 提出された応募書類は返却しません。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

7 提出方法

応募書類を受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。

なお、受付期間を過ぎてからの訂正や差し替え、再提出は認めません。ただし、尼崎市から指示があった場合を除きます。

(1) 受付期間

令和６年１２月１３日（金）から令和７年１月１７日（金）午後５時まで（必着）

持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前９時から午後５時の時間帯に受け付けます。

郵送の場合は、提出書類の到達について、児童課まで電話等で確認してください。

(2) 提出先

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課

電 話 06-6489-6937

FAX 06-6489-6938

8 質疑の受付及び回答について

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

令和6年12月13日（金）～12月20日（金）午後5時必着
期限を過ぎた問い合わせには回答しません。

イ 質疑方法

電子メールにより質問票（様式6）を提出してください。電話・FAXによる問い合わせには回答しません。

電子メールアドレス ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

(2) 質疑への回答

ア 回答日

令和6年12月26日（木）

イ 回答方法

尼崎市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）において、質疑者情報を伏せて、令和6年12月26日（木）に掲示し、個別には回答しません。

なお、審査基準等に関する質問には一切お答えできません。

9 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。

10 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定とし、尼崎市立児童ホーム・こどもクラブ指導員派遣業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、次のとおり受託候補者の選定を行います。

なお、応募者が1者であった場合でも、本プロポーザルは成立することとし、選定会議が設定する基準を上回った場合は、受託候補者とします。

また、選定会議は非公開とし、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けません。

ア 参加資格等の確認

応募者から提出された応募書類をもとに参加資格等の確認を行います。参加資格

等を満たしている場合には、プレゼンテーション審査の時間及び場所を別途電子メールで通知します。

なお、参加資格等を満たさない場合は、選定審査の対象外とし、その旨を別途電子メールで通知します。

イ 選定

(ア) 審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、選定会議で決定した選定基準に基づき、選定委員が総合的に審査します。

(イ) 受託候補者の選定方法

- a (ア)の合計点が最も高い者を、受託候補者として選定します。
- b 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定します。
- c a、bにかかわらず、合計点が選定会議の設定する基準に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

ウ 選定結果の通知

選定結果は令和7年1月31日（金）に、書面で通知します。

なお、選定結果は、決定した事業者名のみを公表します。また、応募者の順位や落選理由、採点結果については公表しません。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時及び場所

(ア) 実施予定日 令和7年1月24日（金）（詳細な時間は別途通知）

(イ) 実施場所 尼崎市役所（詳細な場所は別途通知）

イ 実施方法

(ア) プレゼンテーション審査は1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施します。

(イ) 説明時間は25分以内とし、応募時に提出した企画提案書等に基づき説明を行ってください。追加資料の提出は認めません。

(ウ) 質疑応答時間は20分程度とします。なお、質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めません。

(エ) 参加者は3人以内とし、受託候補者の決定後、委託内容の詳細を尼崎市と協議する役割を担う委託業務に係る責任者又は担当者のいずれかを含みます。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではありません。

(オ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者が用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクターについては尼崎市で準備します。

ウ プレゼンテーション審査の欠席

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、受託候補者として選定しないものとする。

(3) 選定基準

	項 目	審査基準
1	業務実績等	派遣業務の受託実績（放課後児童クラブ・放課後子ども教室への派遣経験、地方公共団体からの受託実績）、提案内容の実施体制は十分であるか。 責任者・担当者に十分な経験、専門性等が備わっているか。
2	人権尊重及び情報保護の取組	人権尊重や情報保護に関する研修等の実施状況、社内体制・規定等の整備状況やその内容はどうか。
3	意欲・理解力	児童ホーム事業（放課後児童クラブ）・こどもクラブ事業（放課後子ども教室）の内容を理解し、業務に取り組む意欲が十分であるか。
4	人員確保	仕様書に適合する人員の確保について、実現性の高い具体的な方策が示されているか。（派遣可能数、人材確保方法、予定数を超える派遣依頼への対応等） 児童育成の知識・経験を有する良質な人材の確保のための工夫がなされているか。
5	人材育成	派遣職員の質の向上（児童育成に関する知識技術、尼崎市における業務内容、関係法令の遵守等）のための研修や取組が充実しているか。
6	危機管理・マネジメント体制	派遣職員の業務に関するトラブル等への対応方法が明確であり、尼崎市に対して迅速な報告・連絡や円滑な対応ができるか。 派遣職員に対する連絡体制や派遣開始後のフォローアップ体制は十分であるか。
7	提案の有益性	尼崎市に有益な提案（市内在住者の雇用等）や効果的な独自提案が盛り込まれているか。
8	コストの妥当性	本業務に係る提案額（税抜）は適正か。
市内事業者又は準市内事業者の加点		事業者が尼崎市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に 10%を、準市内事業者である場合は、獲得した点数の合計に 5%を加算する。

11 業務委託契約の締結

- (1) 本プロポーザルは令和 7 年度契約の準備行為であり、本業務委託の契約については、令和 7 年度当初予算が本市議会で成立した場合に限り、成立した令和 7 年度当初予算の範囲内の金額で締結します。このため、履行期間及び依頼予定人数の内容に変更が

生じる場合があります。

- (2) 受託候補者と尼崎市との間で具体的な業務内容、経費等について協議・調整を行って仕様書等の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結します。
- (3) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4) 受託候補者は、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。
- (5) 翌年度以降の契約については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して契約することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、引き続き契約を行うことがあります。ただし、令和7年度を含めた3年間を限度とします。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に要した一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限るものとします。
- (3) 尼崎市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (4) 受託候補者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

13 問い合わせ先

尼崎市こども青少年局保育児童部児童課（担当：吉松）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電 話 06-6489-6937

FAX 06-6489-6938

e-mail ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上